

## 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者について、使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

議第 号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三月大造

---

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表注3中「者および」を「者、」に、「が」を「以下同じ。」および障害者の使用のために介護を行う者が」に改める。

第2条 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「1面1時間につき 320」を「1面1時間につき 330」に、「480」を「500」に、「650」を「680」に、「890」を「930」に、「1人1回につき 320」を「1人1回につき 340」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に、「680」を「710」に、「810」を「850」に、「1,060」を「1,110」に、「1,190」を「1,250」に、「140」を「150」に、「270」を「280」に、「210」を「220」に、「1人30分につき 190」を「1人30分につき 200」に、「290」を「300」に改め、同項第2号の表中「660」を「690」に、「1,520」を「1,600」に、「9,090」を「9,540」に、「18,200」を「19,110」に、「330」を「350」に、「470」を「490」に、「1,450」を「1,520」に、「2,190」を「2,300」に、「2,920」を「3,070」に、「4,350」を「4,570」に、「5,830」を「6,120」に、「8,730」を「9,170」に改め、同項第3号の表中「410」を「430」に、「530」を「560」に、「470」を「490」に、「660」を「690」に、「860」を「900」に、「1,280」を「1,340」に改め、同項第4号の表中「300円」を「320円」に、「730円」を「770円」に改め、別表第2項の表中「200」を「210」に、「270」を「280」に、「410」を「430」に、「530」を「560」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略	本則・付則 省略
別表（第10条、第11条、第20条関係）	別表（第10条、第11条、第20条関係）
1・2 省略	1・2 省略
注1 省略	注1 省略
2 省略	2 省略
3 65歳以上の <u>者</u> および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がプールまたはグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。）とする。	3 65歳以上の <u>者</u> 、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者がプールまたはグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。）とする。
4～11 省略	4～11 省略

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則・付則 省略 別表（第10条、第11条、第20条関係）				本則・付則 省略 別表（第10条、第11条、第20条関係）			
1 矢橋帰帆島公園				1 矢橋帰帆島公園			
(1) テニスコート等				(1) テニスコート等			
区分		金額		区分		金額	
テニスコート	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平 日	円 1面1時間につき 320	テニスコート	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平 日	円 1面1時間につき 330
		休日等	同 480			休日等	同 500
	その他の場合	平 日	同 650		その他の場合	平 日	同 680
		休日等	同 890			休日等	同 930
プール	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）		1人1回につき 320	プール	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）		1人1回につき 340
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者		同 410		高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者		同 430
	その他の者		同 580		その他の者		同 610
グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	平 日	同 680	グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	平 日	同 710
		休日等	同 810			休日等	同 850
	その他の者	平 日	同 1,060		その他の者	平 日	同 1,110
		休日等	同 1,190			休日等	同 1,250

キャン プ場	児童等	日帰り	1人1回につき	140
		宿泊	1人1泊につき	270
	その他の者	日帰り	1人1回につき	210
		宿泊	1人1泊につき	410
おもし ろ自転 車	幼児等		1人30分につき	190
	その他の者	同		290

キャン プ場	児童等	日帰り	1人1回につき	150
		宿泊	1人1泊につき	280
	その他の者	日帰り	1人1回につき	220
		宿泊	1人1泊につき	430
おもし ろ自転 車	幼児等		1人30分につき	200
	その他の者	同		300

(2) 相撲場および大はらっぱ広場

区分			金額
相撲場	本入場料またはこ 土壤に類する金銭 俵(以下「入場料 等」という。)を 徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に 使用する場合	円 1時間につき 660
		その他の場合	同 1,520
		入場料等を徴収 する場合	同 9,090
		入場料等が1,000円以 下の場合	同 18,200
		入場料等が1,000円を 超える場合	同 330
	屋内練習場	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に 使用する場合	同 470
		その他の場合	同 1,450
	大はらっ ぱ広場(貸 切り使用 の場合に 限る。)	入場料等を徴収しない場合	平日 休日等
		入場料等が 1,000円以下の 場合	同 2,190

区分			金額
相撲場	本入場料またはこ 土壤に類する金銭 俵(以下「入場料 等」という。)を 徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	円 1時間につき 690
		その他の場合	同 1,600
		入場料等を徴収 する場合	同 9,540
		入場料等が1,000円以 下の場合	同 19,110
		入場料等が1,000円を 超える場合	同 350
	屋内練習場	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	同 490
		その他の場合	同 1,520
	大はらっ ぱ広場(貸 切り使用 の場合に 限る。)	入場料等を徴収しない場合	平日 休日等
		入場料等が 1,000円以下の 場合	同 2,300

入場料等が 1,000円を超 る場合	平 日	同	5,830
	休日等	同	8,730

(3) ゲートボール場および多目的グラウンド

区分		金額	
ゲート ボール 場	平 日	円	
		1面1時間につき	410
休日等		同	530
多目的 グラウ ンド	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	平 日	同
		休日等	660
その他の場合	平 日	同	860
	休日等	同	1,280

(4) 管理センター

区分	金額	
	昼間利用	宿泊
和室	1室1時間につき 300円	1人1泊につき 730円

2 苗鹿公園

区分		金額	
テニス コート	幼稚園等が幼児、児童または生徒 を対象に使用する場合	平 日	円 1面1時間につき 200
		休日等	同 270
その他の場合	平 日	同	410
	休日等	同	530

注 省略

入場料等が 1,000円を超 る場合	平 日	同	6,120
	休日等	同	9,170

(3) ゲートボール場および多目的グラウンド

区分		金額	
ゲート ボール 場	平 日	円	
		1面1時間につき	430
休日等		同	560
多目的 グラウ ンド	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	平 日	同 490
		休日等	同 690
その他の場合	平 日	同	900
	休日等	同	1,340

(4) 管理センター

区分	金額	
	昼間利用	宿泊
和室	1室1時間につき 320円	1人1泊につき 770円

2 苗鹿公園

区分		金額	
テニス コート	幼稚園等が幼児、児童または生徒 を対象に使用する場合	平 日	円 1面1時間につき 210
		休日等	同 280
その他の場合	平 日	同	430
	休日等	同	560

注 省略